

独立行政法人科学技術振興機構法案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、独立行政法人科学技術振興機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とすること。

二 定義

- 1 この法律において「新技術」とは、国民経済上重要な科学技術（人文科学のみに係るものを除く。2及び3並びに第三の一において同じ。）に関する研究及び開発（以下「研究開発」という。）の成果であつて、企業化されていないものをいうものとする。
- 2 この法律において「基盤的研究開発」とは、次の各号のいずれかに該当する研究開発をいうものとする。

イ 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する共通的な研究開発

ロ 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する研究開発であつて、多数部門の協力を要する

総合的なもの

- 3 この法律において「企業化開発」とは、科学技術に関する研究開発の成果を企業の規模において実施することにより、これを企業化することができるようにすることをいうものとする。
- 4 この法律において「科学技術情報」とは、科学技術に関する情報をいうものとする。

三 名称

この法律及び独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人科学技術振興機構とすること。

四 機構の目的

独立行政法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）は、新技術の創出に資することとなる科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とすること。

五 事務所

機構は、主たる事務所を埼玉県に置くこと。

六 資本金

1 機構の資本金は、附則の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額とするとともに、機構は、必要があるときは、文部科学大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができるものとし、政府は、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができるものとする。

2 政府は、土地又は建物その他の土地の定着物を出資の目的とすることができるものとし、それらの価額は政令で定める評価委員が評価した価額とすること。

七 出資証券

機構は、出資に対し、出資証券を発行すること。

八 持分の払戻し等の禁止

機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができないものとする。

九 名称の使用制限

機構でない者は、科学技術振興機構という名称を用いてはならないものとする。

第二 役員及び職員

一 役員

機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置くこととともに、役員として、理事四人以内を置くことができるものとする。

二 理事の職務及び権限等

1 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理すること。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とすること。ただし、理事が置かれていないときは、監事とすること。

3 理事が置かれていないときに、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならないものとする。

三 役員の任期

理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とすること。

四 役員 の 欠格条項の特例

1 通則法第二十二條の規定にかかわらず、教育公務員又は研究公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることが出来るものとする。

2 通則法第二十二條に定めるもののほか、物品の製造若しくは販売又は工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な利害關係を有するもの等は、役員となることが出来ないものとする。

3 機構の理事長、理事及び監事の解任に関する通則法第二十三條第一項の規定の適用について、所要の読替えを行うこと。

五 秘密保持義務

機構の役員及び職員は、第三の一の1から4まで、6及び7に掲げる業務に係る職務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとし、その職を退いた後も、同様とすること。

六 役員及び職員 の 地位

機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみな

すこと。

第三 業務等

一 業務の範囲

機構は、第一の四の目的を達成するため、次の業務を行うこと。

- 1 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。
- 2 企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して企業化開発を行うこと。
- 3 1 及び 2 に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 4 新技術の企業化開発について企業等にあつせんすること。
- 5 内外の科学技術情報を収集し、整理し、保管し、提供し、及び閲覧させること。
- 6 科学技術に関する研究開発に係る交流に関し、次に掲げる業務（大学における研究に係るものを除く。）を行うこと。

イ 研究集会の開催、外国の研究者のための宿舍の設置及び運営その他の研究者の交流を促進するた
めの業務

ロ 科学技術に関する研究開発を共同して行うこと（営利を目的とする団体が他の営利を目的とする団体との間で行う場合を除く。）についてあつせんする業務

7 5及び6に掲げるもののほか、科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に関し、必要な人的及び技術的援助を行い、並びに資材及び設備を提供すること（大学における研究に係るものを除く。）。

8 科学技術に関し、知識を普及し、並びに国民の関心及び理解を増進すること。

9 1から8までの業務に附帯する業務を行うこと。

二 区分経理

機構は、文献情報提供業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならないものとする。

三 利益及び損失の処理の特例等

一般勘定及び文献情報提供勘定において、利益及び損失の処理についてそれぞれ所要の特例等を設けること。

第四 雑則

一 関係行政機関の長の協力

関係行政機関の長は、機構の行う科学技術情報の収集について、できる限り協力するものとする。

二 機構の解散時における残余財産の分配等

機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、文献情報提供勘定に属する額を文献情報提供勘定に係る各出資者に対し、一般勘定に属する額を一般勘定に係る各出資者に対し、それぞれ、出資額を限度として分配し、なお文献情報提供勘定に残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属するものとする。

三 主務大臣等

機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とすること。

四 国家公務員共済組合法の適用に関する特例

機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に

規定する職員には該当しないものとする。

五 国家公務員宿舎法の適用除外

国家公務員宿舎法の規定は、機構の役員及び職員には適用しないものとする。

第五 罰則

所要の罰則規定を設けるものとする。

第六 附則

一 施行期日

この法律は、附則の一部の規定を除き、公布の日から施行するものとする。

二 科学技術振興事業団の解散等

1 科学技術振興事業団は、機構の成立の時にいて解散するものとし、2により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時にいて機構が承継するものとする。

2 機構の成立の際現に事業団が有する権利（旧一般勘定に属する資産に限る。）のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時にいて国が承継するものと

すること。

3 1により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、国及び機構が承継する旧一般勘定の資産の価額の合計額から機構が承継する負債の金額を差し引いた額に、事業団に対する旧一般勘定における政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、当該政府以外の者から機構に対し文献情報提供業務以外の業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

4 1により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する旧一般勘定の資産の価額から負債の金額を差し引いた額から、3により政府以外の者から機構に出資のあったものとされた額を差し引いた額は、政府から機構に対し文献情報提供業務以外の業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

5 1により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における事業団に対する旧文献勘定における政府及び政府以外の者の出資金に相当する金額は、それぞれ、政府及び当該政府以外の者から機構に対し文献情報提供業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

三 その他

その他所要の経過措置等を整備するとともに、関係法律の一部を改正するものとする。